

大田市告示第58号

大田市休日保育事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

大田市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の就労等により、休日における児童の保育に対する需要の増加に対応するため、休日保育事業（以下「事業」という。）を実施し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

(1) 日曜日（1月1日から同月3日までの日及び12月31日を除く日）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日までの日及び12月31日を除く日）

（実施保育所等）

第3条 この事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、大田市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第107号）別表第1に定める保育所のうち市長が指定する保育所とする。

2 指定管理者が管理する保育所において事業を実施するときは、当該指定管理者が事業を行うものとする。

(対象児童)

第4条 この事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、休日の保育に欠ける児童であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の認可保育施設に入所している児童（以下「入所児童」という。）、市内の認可外保育施設を利用している児童（以下「施設利用児童」という。）又は入所児童及び施設利用児童以外の市内に居住し

ている児童であること。

(2) 利用日現在において、満1歳を超え小学校就学前までの者であること。

(3) 健康で集団保育が可能な児童であること。

(利用の要件)

第5条 市長は、休日において、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象児童について休日保育を行うものとする。

(1) 居宅外で就労するとき。

(2) 居宅内で児童から離れて就労するとき。

(3) 病気、出産等のため入院し、又は通院するとき。

(4) 親族を介護し、又は看護するとき。

(5) 冠婚葬祭に出席するとき。

(6) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(利用時間)

第6条 休日保育の利用時間は、原則として午前8時から午後6時までとする。

(職員の配置)

第7条 実施保育所は、事業の利用児童数に応じて、必要な保育士を2人以上配置するものとする。

(利用の申込み)

第8条 休日保育を利用しようとする保護者は、原則として休日保育を利用しようとする日の5日前までに、休日保育事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、特に必要があると認めるときは、当該保護者に対し、児童の健康診断書の提出を求めるものとする。

(利用の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請について、第4条及び第5条に規定する要件並びに前条の規定により提出を受けた健康診断書の内容を審査の上、利用の適否を決定し、休日保育事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第10条 前条の規定により利用決定を受けた保護者は、休日保育の必要

がなくなったときは、原則として休日保育を利用する日の3日前までに、休日保育事業利用辞退届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用の解除）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休日保育の利用決定を解除することができる。

- (1) 第4条又は第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続により、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事情により利用を継続することが困難と認められるとき。

2 市長は、前条の届出があった場合又は前項に規定する休日保育の利用決定を解除する場合は、休日保育利用解除通知書（様式第4号）により、保護者及び実施保育所の長に通知するものとする。

（利用の制限）

第12条 市長は、休日保育を利用する日において、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休日保育を利用させないことができる。

- (1) 発熱、体調不良等のために、集団保育が困難と判断したとき。
- (2) その他市長が休日保育の利用を不相当と認めるとき。

（費用負担）

第13条 この事業を利用する保護者から、次に定める保護者負担額を徴収するものとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当するものとして認定を受けた対象児童が、当該各号に規定する事由により事業を利用し、かつ、当該事業の利用日の前後1週間以内に振替となる保育を利用しない日を設定する場合は、保護者負担額を徴収しない。

対象児童年齢	利用時間	
	5時間未満	5時間以上8時間未満
3歳未満	1, 500円	2, 400円
3歳以上	1, 300円	2, 200円

2 利用時間が8時間以上となった場合は、30分ごとに100円の延長料金を負担しなければならない。

(報告)

第14条 実施保育所の長は、毎月、前月分の実施状況について、大田市
休日保育事業実施状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければ
ならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

休日保育事業利用申請書				
			年 月 日	
大田市長 様				
保護者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____				
休日保育事業を利用したいので、次のとおり申請します。				
	(ふりがな) 氏 名	続柄	年齢 (生年月日)	職業・勤先・学校名等
入所児童		本人	(. .)	
入所児童の同居家族		父	(. .)	
		母	(. .)	
入所理由	父の状況	母の状況	家族の状況	
	1 居宅外労働 2 居宅内労働 3 病気 4 看護 5 冠婚葬祭 6 その他	1 居宅外労働 2 居宅内労働 3 病気 4 看護 5 冠婚葬祭 6 その他	1 居宅外労働 2 居宅内労働 3 病気 4 看護 5 冠婚葬祭 6 その他	
休日保育が必要な 具体的理由				
希望する休日保育 時間・期間		年 月 日から 年 月 日まで 時 分 日～ 時 分 日		

休日保育事業利用決定(却下)通知書

年 月 日

様

大田市長

通知事項	利用児童名
	1 休日保育事業の利用を決定します。
	利用期間 年 月 日～ 年 月 日まで
	利用料 1日 円
	2 利用申請を却下します。
	理由
備考 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大田市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大田市を被告として(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第4号(第11条関係)

休日保育利用解除通知書 年 月 日 様 (実施保育所(園)長 様) 大田市長 次の児童についての休日保育利用承認を解除することにいたしましたから、通知いたします。				
利 用 児 童	ふりがな		年齢	性別
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日生		
利用保育所(園)名				
休日保育利用承認解除の年月日	年 月 日			
休日保育利用承認解除の理由				
備考 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大田市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大田市を被告として(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。				

様式第5号(第14条関係)

大田市休日保育事業実施状況報告書

年 月 日

大田市長 様

保育(園)名

年 月分の休日保育事業の実施状況について、次のとおり報告します。

児童名	利用日(日付・曜日を記入する)							利用 日数
	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	日 ()	
合計 人								

※ 利用日毎に、○を記入すること。